

病原体等を用いた動物実験に関する申合せ

令和4年12月9日
動物実験委員会制定

(目的)

第1 この申合せは、埼玉大学（以下「本学」という。）において実施される、病原体等を用いた動物実験及び飼養について、動物実験実施者、実験動物管理者等への感染事故被害を未然に防ぐことを目的とするものである。

(定義)

第2 本申合せにおける用語は、以下に定める。

- (1)「病原体等」とは、ウイルス、細菌、真菌、寄生虫、プリオン及び微生物の産生する毒素で、ヒト及び実験動物に危害を与える恐れのあるものをいう。
- (2)「バイオセーフティレベル（以下「BSL」という）」とは、病原体等の人または動物への病原性及び伝播性の程度並びに疾患の予防法または治療法を考慮し、人または動物への危害を及ぼす危険性の程度に応じて定める病原体等の取扱いに関する安全対策の区分をいう。
- (3)「指定エリア」とは、第5において委員会の確認を受けた実験室及び飼養保管施設をいう。

(BSL)

第3 病原体等及びウイルスベクターの安全度は、国立感染症研究所病原体等安全管理規程別冊1「病原体等のBSL分類等」に基づき区分し、本学においては、BSL3以上の病原体等を用いた動物実験は行わないものとする。BSL1、2の病原体を用いた動物実験における安全管理の方法を定める。

(BSLごとの取扱い)

第4 本学においては、扱う病原体等のBSLに応じ、下記のとおり動物実験委員会（以下「委員会」という。）において取り扱うものとする。

- (1)BSL1 ヒトに対して病原性をほとんど示さず、ヒトの感染及び実験動物間での同居感染の可能性がほとんどないことから、動物実験計画書様式内のBSLチェックによる報告の確認のみとし、委員会はこれを受理するものとする。
- (2)BSL2 動物実験計画書様式内のBSLチェックによる報告の確認に加え、委員会は実験室及び飼養保管施設の視察を実施し、適切性について確認した後でなければ当該実験計画を受理してはならない。

(実験室及び飼養保管施設の確認)

第5 委員会は、第4第2号の確認は、「病原体等を用いた動物実験の運用、実験室及び飼養保管施設の設備について」(別紙)に準じて行うものとする。

2 委員会が必要と認めたときは、病原体等に関する専門家の意見を聴取することができる。

(実験及び飼育)

第6 BSL2の病原体を扱う実験及び飼育は、指定エリア内において行わなければならないものとし、実験については、BSLによらず、原則として安全キャビネット等の陰圧装置を使用しなければならない。

(報告)

第7 動物実験従事者及び実験動物管理者等は、指定エリアの管理に異常があると認めたときは、速やかに管理者及び委員会に報告しなければならない。

(実験の中止等)

第8 不適切な実験及び飼育が実施されている場合は、委員会の判断により当該実験及び飼育の中止その他措置を講ずることができる。

(雑則)

第9 この申合せに定めるもののほか、実験及び飼育に関し必要な事項は、委員会が別に定めることができる。

附 則 この申合せは、令和4年12月9日から施行する。

別紙 病原体等を用いた動物実験の運用、実験室及び飼養保管施設の設備について

1. 実験は、原則として安全キャビネット等の陰圧装置を使用する。
2. 飼育は、当該病原体等を体外に排泄する危険性がある期間は陰圧の装置内で行い、原則としてディスポーザブルの飼育ゲージ等を使用し、使用後は感染性廃棄物に準じて取り扱う。
3. 病原体等に汚染された床敷等は全て回収し、感染性廃棄物に準じて取扱う。
4. 病原体等を用いた実験を実施した実験動物は、当該病原体等を体外に排出する危険性がある期間内は指定エリア外に持ち出すことを原則として禁止する。
5. 指定エリア内の動物実験実施者は、予め取扱う動物及び病原体等の取扱について習熟していなければならない。
6. 指定エリアの扉には、バイオハザードマークを表示しなければならない。